

陳 情 文 書 表

1 件 名 民法の成人年齢引き下げに伴う成人式の式典年齢について

2 受理年月日 平成 31 年 2 月 15 日

3 受理番号 第 1 号

4 陳 情 者 加西市
協同組合兵庫県写真師会 理事長 宮本博文

5 陳情の要旨

2016 年に選挙年齢については、20 歳より 18 歳に引き下げられ、民法における成人年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正案が 2018 年 6 月に成立した。

この改正により、現在各地方自治体で開催されている 20 歳での成人式の式典が 18 歳を対象に変更される可能性がある。祝日法で定められている 1 月第 2 月曜日である成人の日に式典が行われると、対象年齢の 18 歳の多くは大学受験を前にした時期でもあり、センター試験と重なり式典などへの参加減少が見込まれ、式自体が衰退することが懸念される。

現在、成人式の式典は、成人の日もしくはその前日、または豪雪等の地域事情により春休みお盆などの日程で各地方自治体の主催で開催されている。1 月に開催される成人式において女性は振袖、男性は羽織袴など和装で式典に参加する習慣が定着しており、七五三の祝と同様に、日本における和装文化に触れる重要な機会となっている。

しかし、成人式の式典が 18 歳対象となったと仮定すると、受験期でもあり和装を着用して地域の多くの成年が一堂に集う習慣がなくなることが懸念され、これにより人生において唯一に近い和装に接する機会を失うことになりかねない。長い歴史を持ち日本の伝統文化といえる和装の衰退にもつながることが大きな問題点として憂慮される。

このため、民法による成年が、18 歳に引き下げられたことに全く異議はないが、飲酒などの制限は 20 歳のままであるため、すべての規制がなくなる 20 歳を対象に、「はたちの記念日」として、現行通り二十歳（はたち）での成人式の式典の開催を加西市が先駆けて決定するとともに、県内自治体への働きかけをお願いしたい。

これにより、日本の伝統的な和装文化に触れ、成年の自覚を持って社会に参画し、社会もそれを祝うことにより、更により良い社会の実現に寄与するものと考えている。

6 付託委員会 総務常任委員会

平成 31 年 2 月 15 日

陳 情 書

加西市議会議長 衣笠利則 殿



協同組合 兵庫県写真館

〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂 1 丁目 27-1

理事長 宮本 博文

「民法の成人年齢引き下げに伴う成人式の式典年齢について」

標記の件、すでに 2016 年に選挙年齢については、20 歳より 18 歳に引き下げられておりますが、民法における成人年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる改正案が通常国会にて審議されており、これが成立すると飲酒・喫煙・競輪競馬等を除き 18 歳が民法上の成年となります。

この改正により、現在各地方自治体で開催されている 20 歳での成人式の式典が 18 歳を対象に変更される可能性がございます。祝日法で定められている 1 月第 2 月曜日である成人の日に式典が行われると、対象年齢の 18 歳の多くは大学受験を前にした時期でもあり、センター試験と重なり式典などへの参加減少が見込まれ、式自体が衰退することが懸念されます。

現在、成人式の式典は、成人の日もしくはその前日、または豪雪等の地域事情により春休みお盆などの日程で各地方自治体の主催で開催されております。1 月に開催される成人式におきまして女性は振袖、男性は羽織袴など和装で式典に参加する習慣が定着しており、七五三の祝と同様に、日本における和装文化に触れる重要な機会となっております。

しかし、成人式の式典が 18 歳対象となったと仮定いたしますと、受験期でもあり和装を着用して地域の多くの成年が一堂に集う習慣がなくなることが懸念され、これにより人生において唯一に近い和装に接する機会を失うことになりかねません。長い歴史を持ち日本の伝統文化といえる和装の衰退にもつながることが大きな問題点として憂慮されます。

このため、民法による成年が、18 歳に引き下げられることは全く異議はございませんが、飲酒などの制限は 20 歳のままであるため、すべての規制がなくなる 20 歳を対象に、「はたちの記念日」として、現行通り二十歳(はたち)での成人式の式典の開催を加西市が先駆けて決定していただくとともに、県内自治体への働きかけをお願いいたしたく存じます。

これにより、日本の伝統的な和装文化に触れ、成年の自覚を持って社会に参画し、社会もそれを祝うことにより、更により良い社会の実現に寄与するものと考えます。

以上